

令和 6 年度

札幌市本庁舎石綿粉じん濃度測定業務

業 務 仕 様 書

総) 行政部庁舎管理課

札幌市本庁舎石綿粉じん濃度測定業務仕様書

1 目的

本業務は、労働安全衛生法、大気汚染防止法及び札幌市市有施設における石綿含有建材対策要領に基づき、本庁舎内の作業環境を適正に維持管理する目的から、執務室等の石綿粉じん濃度測定を行うものである。

業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守し、併せて委託者の指示によることとする。

2 業務場所

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎

3 業務対象施設

札幌市役所本庁舎（各階）

4 業務内容

下記の業務内容について、概ね10月下旬頃～11月下旬頃に試料採取を行い、その後分析及び報告を行うものとする。

なお、試料採取日は、庁内の執務等に影響を及ぼさないよう、閉庁日及び閉庁時間帯を主として計画すること。また、測定時間帯は下記を原則とする。

- ・閉庁日（土曜日、日曜日及び祝日）：8:00～17:00
- ・開庁日：17:15以降

測定箇所が多いため、概ね3～4週間程度で検体採取が完了できるよう、測定の計画を立てること。ただし、詳細の日程については本市担当職員と協議の上で決定すること。

石綿粉じん濃度測定用 試料採取	・指定する 165 箇所から空気試料の採取 (別紙「石綿粉じん濃度測定 予定箇所図」参照)
石綿粉じん濃度の算出	・φ2.5mmまたはφ4.7mmメンブランフィルターを使用すること ・計数視野数150 ・定量下限値0.2f/L ・測定結果が判明次第、総繊維濃度の本数を速やかに本市担当職員に報告すること。
石綿粉じん濃度測定結果報告書 作成	・サイズはA4版とする。 ・提出は1部とする。

※粉じん濃度測定方法等については、「札幌市市有施設における石綿含有建材対策要領 **(令和6年3月最終改定)**」によるものとする。

※なお、総繊維数濃度が1本/Lを超えた場合には、電子顕微鏡による追加測定を指示する場合がありますため、分析後の残試料は業務終了まで適切に保管しておくこと。

5 履行期間

当業務の履行期間は、契約締結の日から **令和7年(2025年)1月29日**までとする。

6 提出書類

提出書類	提出部数	提出期限
業務着手届	2	契約後すみやかに
監督者及び監督代行者等指定通知書	2	契約後すみやかに
監督者及び監督代行者経歴書 (直接的かつ恒常的な雇用関係、7の資格を有することが確認できる書類等を添付)	2	契約後すみやかに
業務計画書(測定日程表含む)	1	業務開始まで
測定結果報告書(測定方法、結果報告、写真等)	1	業務完了日まで
電子納品(CD-R 又は DVD-R)	1	業務完了時
完了届	1	業務完了時

※ 様式については庁舎管理課入札・契約情報ホームページ

(<https://www.city.sapporo.jp/somu/choshakanri/choshakanri-kokai.html>) 参照

※ 報告書等に関する注意事項

・測定終了時には速やかに電話、電子メール等で報告すること。

7 本業務における有資格者

受託者は、下記(1)～(5)の項目のうち1以上に該当する者を最低1名は監督者もしくは監督代行者として指名し、本業務を遂行させること。

- (1) 令和2年厚生労働省告示第277号で定める分析調査講習を受講し、修了考査に合格した者
- (2) 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業(旧称:石綿分析に係るクロスチェック事業)」により認定されるAランク又はBランクの認定分析技術者(評価区分1及び2における合格認定技術者含む)
- (3) 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修(建材定性分析エキスパートコース)」の修了者
- (4) 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験(技術者対象)合格者」
- (5) 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」

8 監督者

受託者は、業務遂行を指揮監督するため、監督者を定め、監督者が不在又は事故があるときの補助者として監督代行者を若干名選任し、氏名等及び雇用を確認できる書類を委託者に提出すること。

9 安全の確保

受託者は、作業の実施にあたり、委託者の職員、従業員又は第三者に対する事故防止に留意し、事故に対する一切の責任を負うこと。

また、事故が発生した場合は速やかに委託者に報告すること。

10 設備等の破損事故

作業の実施にあたって、備品及び設備等を破損した場合は、ただちに委託者に連絡の上適切な処置をすること。

11 業務報告書

受託者は、実施した測定結果について、採取試料毎の結果を記載した報告書を提出すること。

12 業務時の服装

受託者は、作業に従事する者に清潔な服装を着用させ、胸部に名札もしくは腕章をつけさせること。

13 身分証明書

受託者は、常時従業員に身分証明書を携帯させること。

14 その他

- (1) 保守管理に使用する補修部品及び消耗品等は受託者の負担とする。
- (2) 業務に使用する資材、工具、脚立、養生、消耗品等は受託者の負担とする。
- (3) 庁舎内の作業で、市職員の業務に支障を及ぼす恐れのある作業を実施する場合には、委託者の指示する時間帯に作業を実施すること。
- (4) 受託者は、業務の遂行にあたり、委託者との連絡を密にすると共に、この仕様書に定めのない事項については委託者との協議により行うこと。

15 環境への配慮について

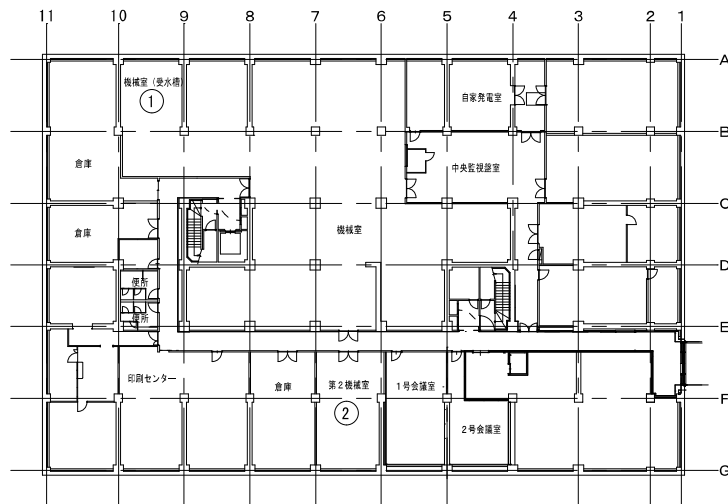
本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 業務遂行に必要な電気については、委託者の指定したコンセントからの使用は認める。
- (2) 業務遂行にあたり、ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用するよう努めること。
- (6) 業務関係者に対し、札幌市環境方針を十分理解させるとともに業務と環境配慮の関連について自覚を持つような指導をすること。
- (7) 特定業務（設備機器の運転管理、毒物又は劇物の取扱い、特別管理産業廃棄物の保管又は処理業務）の業務関係者は、それを遂行するために要求される十分な知識及び技能を備えていなければならない。

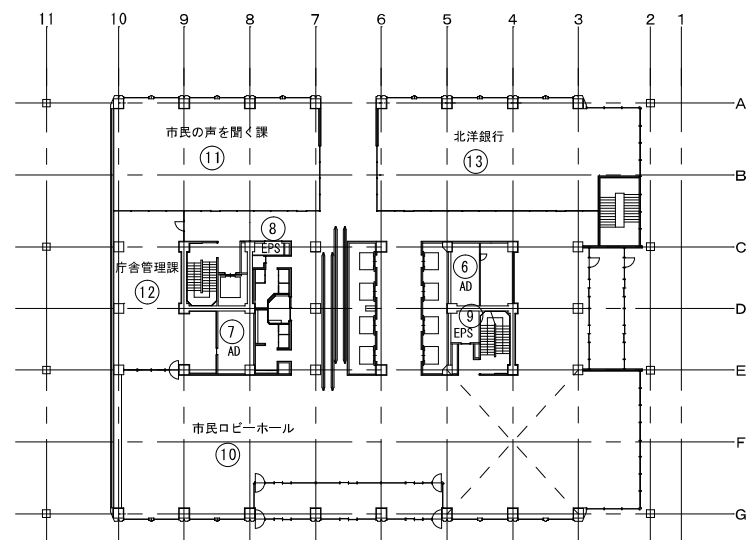
16 問い合わせ先

総務局 行政部 庁舎管理課 施設係

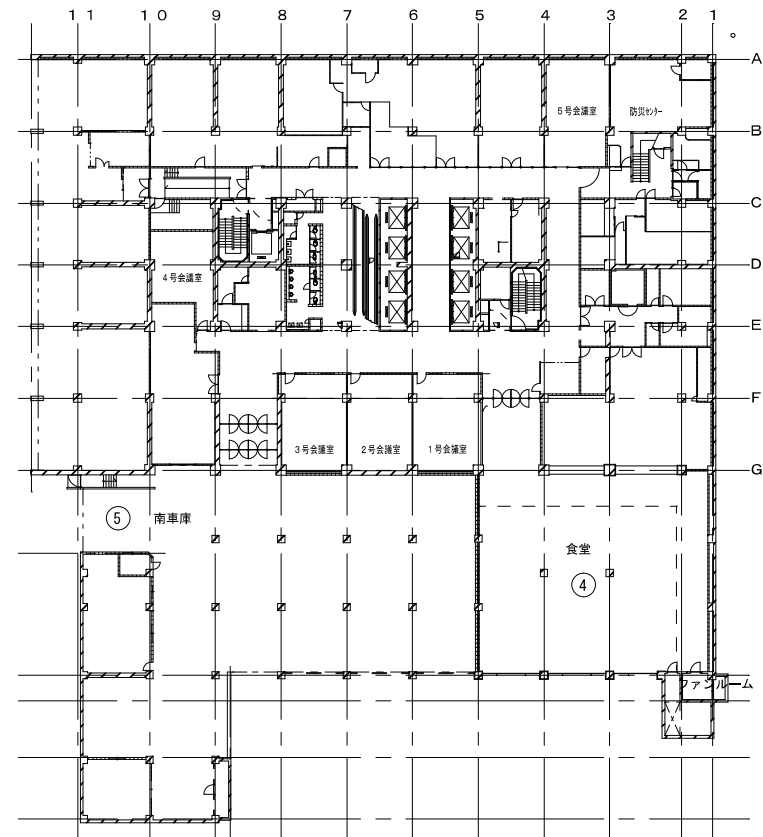
電話：011-211-2052 FAX：011-218-5173



地下2階



1階



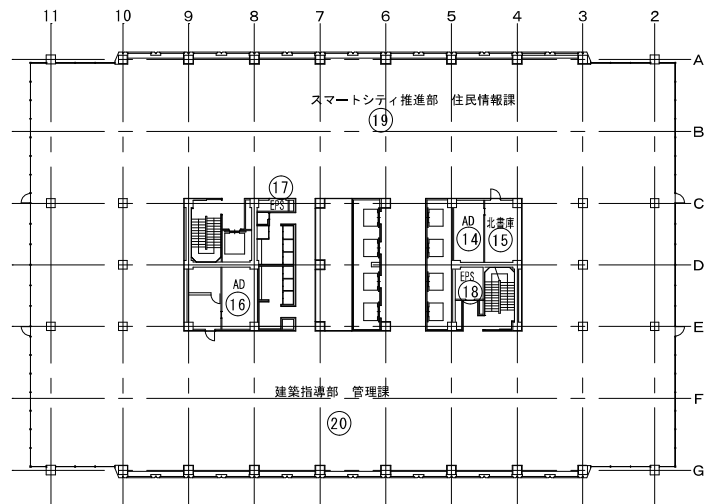
地下1階

○ 測定予定箇所

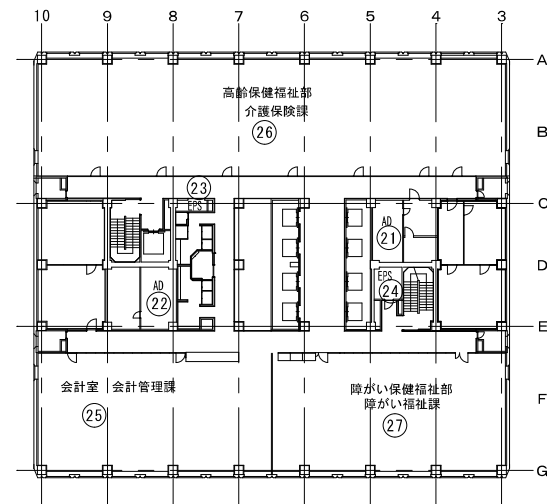
札幌市 総務局 行政部 庁舎管理課

図面名 石綿粉じん濃度測定 予定箇所図 (1)
業務名 札幌市本庁舎石綿粉じん濃度測定業務

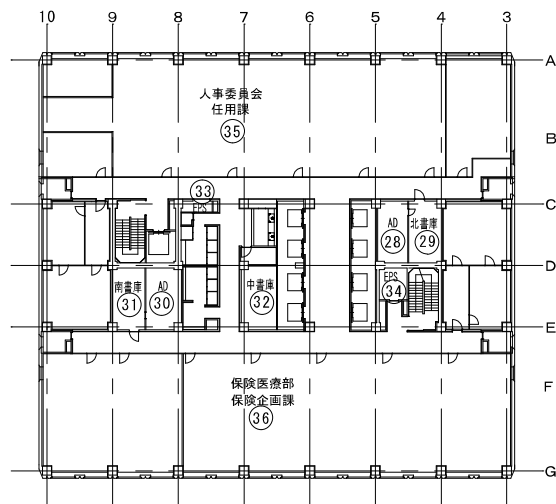
図番
1/6



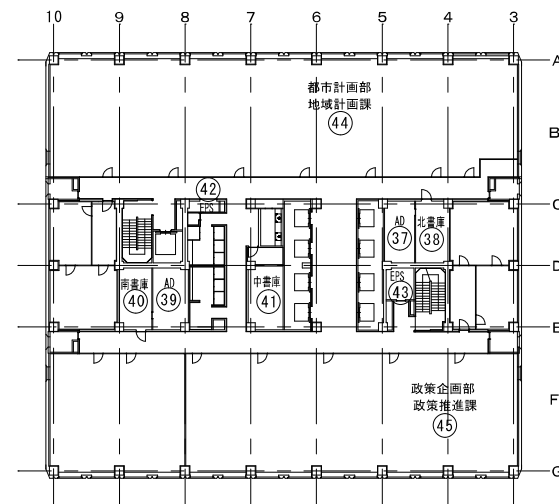
2 階



3 階



4 階



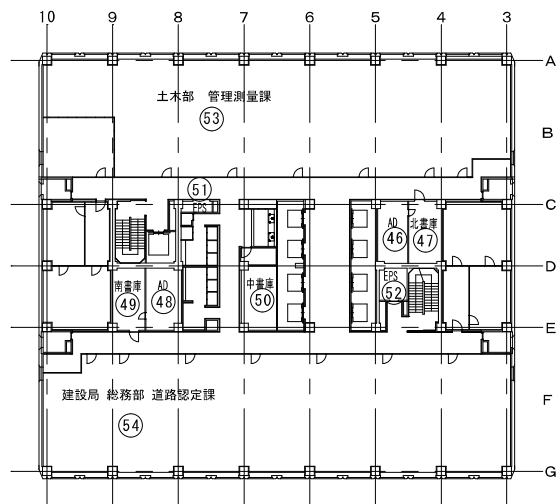
5 階

○ 測定予定箇所

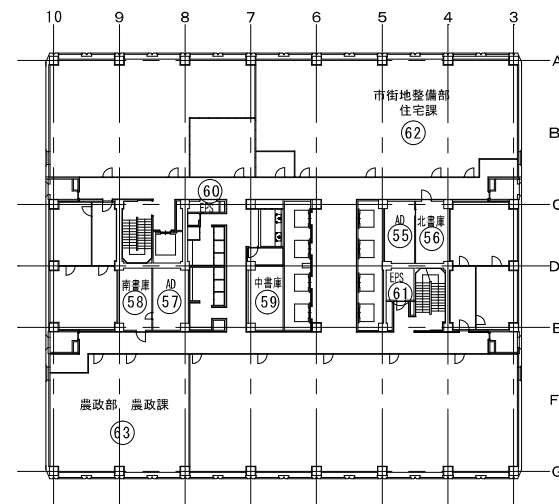
札幌市 総務局 行政部 庁舎管理課

図面名 石綿粉じん濃度測定 予定箇所図 (2)
業務名 札幌市本庁舎石綿粉じん濃度測定業務

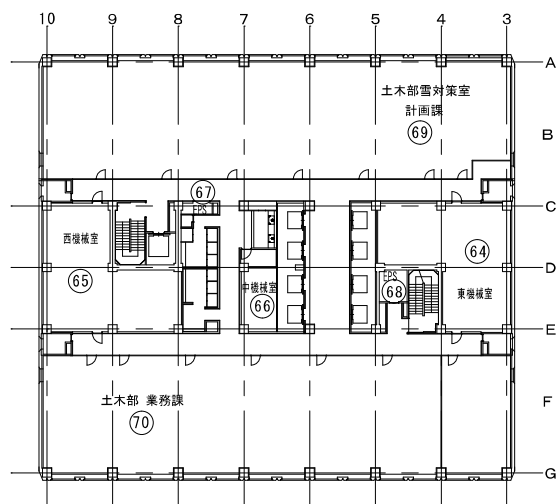
図番
2/6



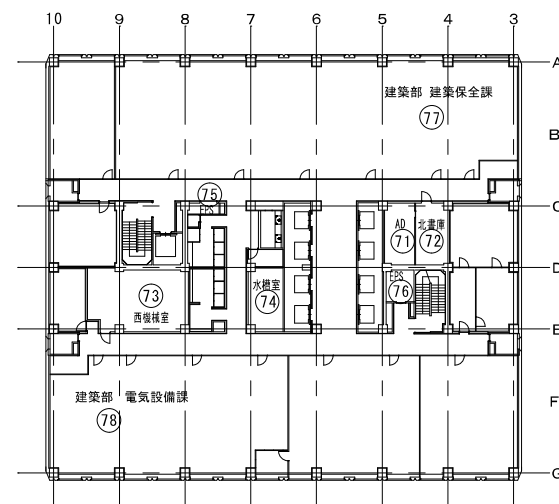
6 階



7 階



8 階



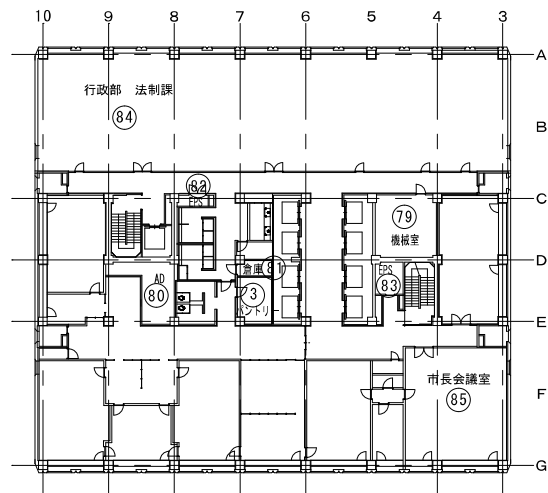
9 階

○ 測定予定箇所

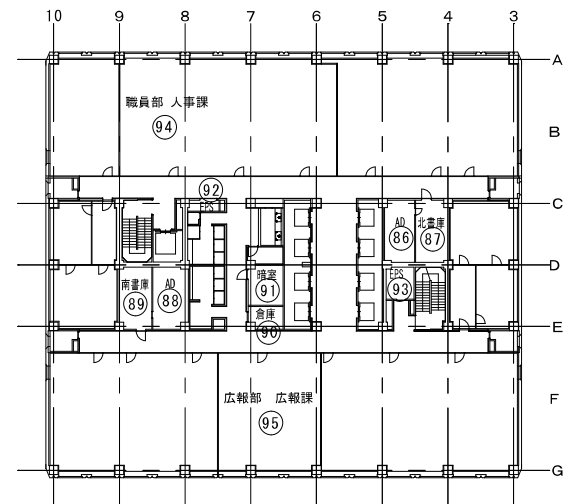
札幌市 総務局 行政部 庁舎管理課

図面名 石綿粉じん濃度測定 予定箇所図 (3)
業務名 札幌市本庁舎石綿粉じん濃度測定業務

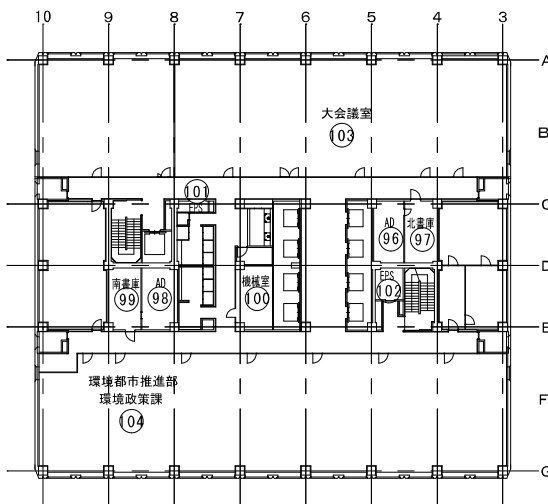
図番
3/6



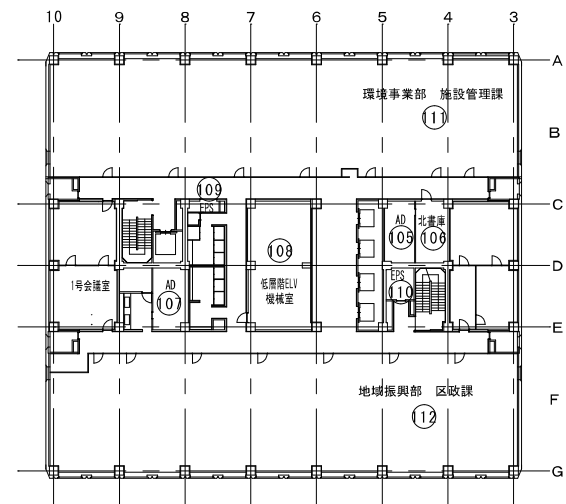
10階



11階



12階



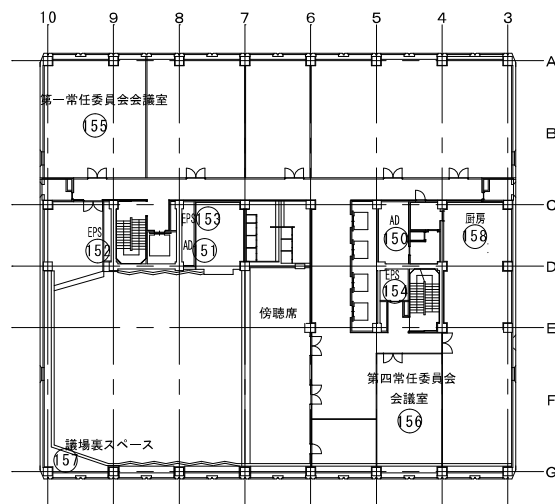
13階

○ 測定予定箇所

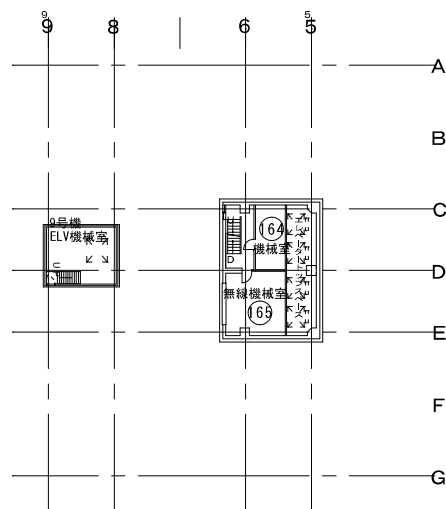
札幌市 総務局 行政部 庁舎管理課

図面名 石綿粉じん濃度測定 予定箇所図 (4)
業務名 札幌市本庁舎石綿粉じん濃度測定業務

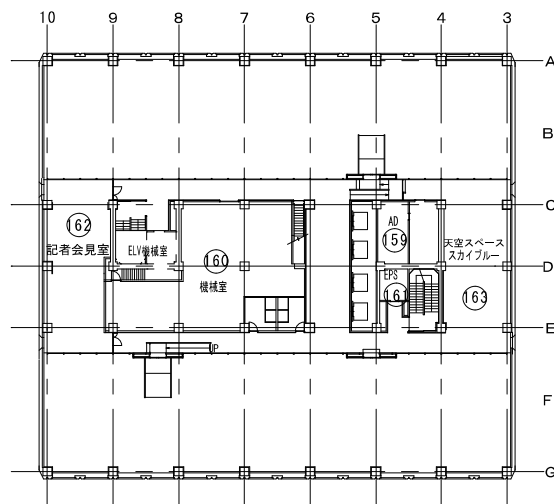
図番
4/6



18階



塔屋1階平面図



塔屋2階平面図

○ 測定予定箇所

濃度測定 予定箇所一覧

No.	階数	室名	No.	階数	室名
1	地下2階	機械室(受水槽周辺)	101	北EPS	北EPS
2	地下2階	第2機械室	102	南EPS	南EPS
3	10階	ハントリ	103	大会議室	大会議室
4	地下1階	倉庫	104	環境部市推進部 環境政策課	環境部市推進部 環境政策課
5	地下1階	南車庫	105	北AD	北AD
6	地下1階	北AD	106	南AD	南AD
7	地下1階	南AD	107	北EPS	北EPS
8	地下1階	北EPS	108	低層階ELV機械室	低層階ELV機械室
9	地下1階	南EPS	109	北EPS	北EPS
10	1階	市民ロビーホール	110	南EPS	南EPS
11	1階	市長の声を聞く課	111	環境事業部 施設管理課	環境事業部 施設管理課
12	1階	北EPS	112	環境部市推進部 施設課	環境部市推進部 施設課
13	1階	北EPS	113	倉庫	倉庫
14	1階	北AD	114	常設展示室	常設展示室
15	1階	北車庫	115	南AD	南AD
16	1階	南AD	116	北EPS	北EPS
17	2階	北EPS	117	14階	業務室書庫
18	2階	南EPS	118	北EPS	北EPS
19	2階	スマートシティ推進部 住民情報課	119	南EPS	南EPS
20	2階	建設推進部 管理課	120	3号会議室	3号会議室
21	2階	北AD	121	新庁舎 管理課	新庁舎 管理課
22	2階	南AD	122	機械室	機械室
23	2階	北EPS	123	中車庫	中車庫
24	2階	南EPS	124	中車庫	中車庫
25	3階	金計室 金計管理課	125	南車庫	南車庫
26	3階	高度政策推進部 介護保険課	126	北EPS	北EPS
27	3階	高度政策推進部 介護保険課	127	南EPS	南EPS
28	3階	北AD	128	南EPS	南EPS
29	3階	南AD	129	北EPS	北EPS
30	3階	南車庫	130	北AD	北AD
31	3階	北EPS	131	北車庫	北車庫
32	3階	南EPS	132	南EPS	南EPS
33	3階	北EPS	133	南AD	南AD
34	3階	南EPS	134	南車庫	南車庫
35	3階	人事委員会 任用課	135	中車庫	中車庫
36	3階	高度政策推進部 環境企画課	136	南EPS	南EPS
37	3階	北AD	137	北EPS	北EPS
38	3階	北車庫	138	南EPS	南EPS
39	3階	南AD	139	南EPS	南EPS
40	3階	南車庫	140	南EPS	南EPS
41	3階	中車庫	141	北AD	北AD
42	3階	北EPS	142	北車庫	北車庫
43	3階	南EPS	143	北EPS	北EPS
44	3階	都市計画部 地域計画課	144	北EPS	北EPS
45	3階	政策企画部 政策推進課	145	南EPS	南EPS
46	3階	北AD	146	南EPS	南EPS
47	3階	北車庫	147	南EPS	南EPS
48	3階	南AD	148	南EPS	南EPS
49	3階	南車庫	149	南EPS	南EPS
50	3階	中車庫	150	北AD	北AD
51	3階	北EPS	151	西AD	西AD
52	3階	南EPS	152	西EPS	西EPS
53	3階	土木部 管理測量課	153	北EPS	北EPS
54	3階	建設部 総務部 道路認定課	154	南EPS	南EPS
55	3階	北AD	155	南EPS	南EPS
56	3階	北車庫	156	第一常任委員会会議室	第一常任委員会会議室
57	3階	南AD	157	第四常任委員会会議室	第四常任委員会会議室
58	3階	南車庫	158	議場裏スペース	議場裏スペース
59	3階	中車庫	159	北AD	北AD
60	3階	北EPS	160	南EPS	南EPS
61	3階	南EPS	161	南EPS	南EPS
62	3階	市街整備部 住宅課	162	記者会見室	記者会見室
63	3階	建設部 施設課	163	天空スペーススカイプルー	天空スペーススカイプルー
64	3階	東機械室	164	機械室	機械室
65	3階	西機械室	165	無線機械室(危機管理)	無線機械室(危機管理)
66	3階	中機械室			
67	3階	北EPS			
68	3階	南EPS			
69	3階	土木部 審計室 計画課			
70	3階	土木部 業務課			
71	3階	北AD			
72	3階	北車庫			
73	3階	南機械室			
74	3階	本館			
75	3階	北EPS			
76	3階	南EPS			
77	3階	建設部 建築課			
78	3階	建設部 電気設備課			
79	3階	機械室			
80	3階	AD			
81	3階	倉庫			
82	3階	北EPS			
83	3階	南EPS			
84	3階	行政部 法制課			
85	3階	市長会議室			
86	3階	北AD			
87	3階	北車庫			
88	3階	南AD			
89	3階	南車庫			
90	3階	倉庫			
91	3階	北EPS			
92	3階	南EPS			
93	3階	北EPS			
94	3階	職員部 人事課			
95	3階	広報部 広報課			
96	3階	北AD			
97	3階	北車庫			
98	3階	南AD			
99	3階	南車庫			
100	3階	機械室			

※上記測定箇所にて測定が困難な場合は、担当職員と協議の上で測定箇所を変更することができるものとする。

札幌市 総務局 行政部 庁舎管理課

図面名

業務名

札幌市本庁舎石綿粉じん濃度測定業務

図番

6